

初期デフォーの社会思想（1）

——1698年から1704年にかけて——

林 直 樹

序

デフォー¹⁾ (Daniel Defoe, c1660-1731) は、1720年公刊の『ロビンソン・クルーソーの反省録』²⁾の中で主人公クルーソーに次のごとく独白させた。「これを書いている間、自分は世界で最も多数の人々に囲まれていながら、つまりロンドンに居ながらにして、無人島に閉じ込められた28年間よりもいっそう孤独なのだと断言できる。」³⁾ P.N. ファーバンクと W.R. オーエンズが指摘する通り、1720年をもってデフォーは「政治に背を向けたようである。」⁴⁾だが、上掲の文句は孤立した内面的観想の世界、独断の世界に引き籠もる彼を暗示していたわけではない。孤独とは物理的な隠遁ではなく、心的な自律を意味する。そして逆説的に聞こえるが、この自律は社交への契機を含んでいる。なぜなら、自律を独善から区別するには他者との対話が不可欠であり、また自律の要件たる「心の平靜 (composure of soul)」は社会という相互扶助の場において得られるものとされているからだ⁵⁾。デフォーは社交という人間の営為のうちに理性の顕現を見た。彼はロビンソン・クルーソーをして、理性の光に照らされた

1) デフォーの原典は、出典を特に明記しない限り、Defoe [2000] 8 vols. に拠る。参照の便宜をはかるため所収巻を付記した。また以下、文中の（ ）括弧は補足、『 』は書名、「 」は引用、〈 〉は重要語句等の強調を表す。

2) Defoe, *Serious Reflections during the Life and Surprising Adventures of Robinson Crusoe*, 1720.

3) Defoe [1925] Vol. 3, pp. 3-4. なお、外国語文献から引用する際に邦訳があるものについてはできるだけ参照したが、翻訳の責は筆者が負う。

4) Furbank and Owens [2006] p. 4.

5) Defoe [1925] Vol. 3, pp. 7-10, 12.

イングランド社会の《近代性》を如実に語らしめたのである。

さて、J. ブリュアによれば、イングランドは名誉革命からユトレヒト条約締結までのわずか25年の間に「根本的変革を経験し、強力な財政軍事国家に見られる主要な特徴のすべてを獲得するに至った。高額な税、拡張しながらも十分に組織化された文民行政政府、常備軍、そしてヨーロッパ列強の一員として行動しようという決意がそれである。」⁶⁾ 対外的にも対内的にも、1720年のイングランドは《近代国家》としての確実な歩みを見せていた。この年勃発した《南海泡沫事件》は短期間のうちに收拾され、翌年、事件対応に辣腕を揮ったロバート・ウォルポールが首相たる第一大蔵卿の地位を手にする。だが、これより遡ること20年、すなわち1700年のイングランドは、はるかに不安定な状況に置かれていた。大陸には《世界君主制 (universal monarchy)》の野望を抱く《太陽王》のフランスが健在であり、国内ではそのフランスに通ずることで旧体制の回復を目論む党派が一定の勢力を保っていたのである。オランダと結んで絶対君主国フランスに対峙するという構図に疑問が投げ掛けられ、常備軍は不要とさえ唱えられた1700年前後にあっては、イングランドの羅針盤はいまだ定まった針路を指し示せないままだった。ブリュアが述べるように、《スペイン継承戦争》を経たことによってこうした状況が一変したというのは確かであろう。それでは、1700年当時のイングランドをデフォーはどのように見つめていたのだろうか。

本稿が焦点を当てるのは、1698年から1704年まで、つまり《常備軍論争》の時期から評論誌『レビュー』⁷⁾ 創刊の時期までの7年間である。この7年間に著されたデフォーの論説には個別に注目を浴びてきたものが少なくないが、当時の国内外情勢に絡めてそれらを総合的に取り扱った先行研究は纏められていない。往々にして、小冊子体の初期⁸⁾ の諸著作は後年（とりわけ1720年代）に

6) Brewer [1990] p. 137. (邦訳 [2003] 142ページ)。

7) Defoe, *Review*, 19 February 1704 - 11 June 1713.

8) デフォーの生年は1660年前後であるが、本格的な著述活動は1690年代前半に開始され、没年の1731年まで継続される。本稿では1704年までを著述活動の初期と定める。

発表された大部の《主要著作》群との連関を中心に考察されてきた。つまり小冊子執筆当時のデフォアの意図が不十分にしか汲み取られて来なかったのである⁹⁾。本稿は1698年から1704年にかけてデフォアが抱いていた問題意識を国内外情勢の分析を通して把握し、それに照らしてこの間の諸著作を読み解くことを目的とする。したがって先行研究と異なり、本稿では当該期間において生じた彼の言説の変化、あるいは発展を追うことが可能となるであろう。

なお、J. G. A. ポーコックによる思想史学方法論¹⁰⁾は本稿の構成に多大な影響を及ぼしている。そのポーコックがデフォアを終始一貫した《近代派》《コート（宮廷）派》として捉えていることは一種異様である。「政治的発話は勿論実践的であり、現在における必要によって形成されている。だがそれにもかかわらず、政治的発話は現在における実践の必要とは何であるかを発見するための苦闘に絶えず携わっており、そして政治的発話を用いる最も強力な精神は、既成の言語用法間の緊張と新たな様式で言葉を用いる必要とについて探究している」¹¹⁾とする彼の叙述が、なぜデフォアには当てはまらないのであろうか。この問いに対する答えは、H. T. ディキンソンがデフォアを《カントリ（在野）派》として捉えたという事実、すなわち両極端の見解が歴史学分野の碩学によって打ち出されたという矛盾した事柄のうちに孕まれているように思われる。この矛盾こそ、デフォアの言説が一定の傾向に固着せず、変化の可能性を有していたことを示唆するものではなからうか。

ゆえに、ポーコックが1698年のデフォアを1730年代のウォルポール政権に直

9) 欧米においてデフォアの政治経済思想を中心に論じた代表的研究には、Novak [1962] がある。近年では、《モラリスト》デフォア像に反駁した Dijkstra [1987]、デフォアの国王観を大胆に捉えた Schonhorn [1991]、信用論を問題にした Sherman [1996]、ペーコン主義の影響を説いた Vickers [1996] が挙げられる。わが国のデフォア研究は昨今停滞の感が否めないが、かつては大塚久雄を先鞭として、大河内暁男の経済史研究、山下 [1968]、小林 [1976] などが政治経済論を扱い、特に天川 [1966] はすぐれて網羅的な研究を成した。重商主義帝国の観点から再評価を試みた熊谷 [2002] は数少ない近年のデフォア研究の成果と言える。また、史実を確認する上で本稿が主に依拠した Backscheider [1989]、Novak [2001]、Furbank and Owens [2006] は伝記体研究として最新の、且つ信頼に足るものである。

10) Pocock [1985] Ch. 1. (邦訳 [1993] 序章)。要領を得た解説としては、森 [2002] を見よ。

11) *Ibid.*, p. 13. (邦訳, 21-22ページ)。

接連結するコートの思想系譜上に位置付け¹²⁾、ディキンソンが逆にコートの腐敗を指弾するカントリの立場をデフォアの言説から引き出した¹³⁾ 事実は、本稿がデフォア思想を7年間に亘って考察する際の有効な参照点となる。そして両見解の対立を乗り越える方途は、デフォアによる持続的な《思索》の軌跡を綿密に辿る試みを通じてのみ、見出され得ると考えられる。

I 常備軍論争

1694年12月末、ウィリアム3世の妻で、共同統治者であったメアリ2世が世を去った。《オランダ人国王》の単独統治は非難的となり、1696年2月、ジャコバイトらがウィリアム暗殺を企てるが、露見する。この暗殺未遂事件の処理を通じて国王は自らの立場を強化し、ウィッグも同時に勢力を伸ばした。翌年、サマーズ (John Somers, 1651-1716) が大法官、モンタギュ (Charles Montagu, 1661-1715) が第一大蔵卿の職に就き、ジャントー・ウィッグ政権が確立。そしてこの年の9月にライスワイク条約が調印されたことで、名誉革命直後から継続していた対フランス《9年戦争》は一応の終結を迎えることとなった。同1697年10月、トレンチャード (John Trenchard, 1662-1723) とモイル (Walter Moyle, 1672-1721) が共著作『常備軍は自由の政体と矛盾することの論証』¹⁴⁾ (以下『論証』) を発表する。兩人の思惑通りと言えようか、12月に開会した議会は9年戦争終結後の平時における国王の常備軍維持を深刻な問題として取り上げた。下院議席の半数近くを占めていた《カントリ連合》(ジャントーと分袂した《真のウィッグ (Real Whig)》とトーリとの連合) が、常備軍の大幅削減要求を国王およびジャントー政権に突きつけたのである。これに対してコート側が主張したのは現行兵力の維持確保であった。こうして、常備軍論争の火蓋は切って落とされる。

12) Pocock [2003] p. 427. (邦訳 [2008] 365ページ)。

13) Dickinson [1977] p. 116. (邦訳 [2006] 115ページ)。

14) John Trenchard and Walter Moyle, *An Argument Shewing that Standing Army is Inconsistent with a Free Government*, 1697.

常備軍と自由は両立せず、専制を生む恐れがある。トレンチャードとモイルに加え、彼らの『論証』と同年に『民兵と常備軍に関する論証』¹⁵⁾ (以下『論説』) を発表したフレッチャー (Andrew Fletcher, 1655-1716) もこの標語を掲げて下院カントリ連合を後押しした。カントリの大攻勢を前にコート陣営は後退を余儀なくされ、しかも論争勃発直後にウィリアムの側近サンダーランド伯爵 (Robert Spencer, 1641-1702) が政権を離れたため、ジャントーの支配体制は早くも揺らいでいた。デフォーが『常備軍は自由の政体と矛盾しないことの論証』¹⁶⁾ (以下『反論証』) を出版したのは、こうした状況下の1698年初頭のことであった。この『反論証』を、ポーコックはジャントーと常備軍の擁護を意図した著作として、すなわちコートの言説に属する著作として取り扱っている¹⁷⁾ が、彼の見解は妥当なのか。

『反論証』の冒頭において、デフォーはこの著作の目的が常備軍に関する主張の「両極端」を排することにあると述べている。トレンチャードとモイルの『論証』ならびにフレッチャーの『論説』は《常備軍全廃論》として一方の極に据えられ、他方の極には《手放しの常備軍擁護論》が据えられるのだが、いずれの主張も斥けられるべきものであった。デフォーはこれら両極の中間点を探る。それは、常備軍の「必要 (necessity)」を示した上で、専制を招くことのない常備軍の適正な規模とはどの程度であるか、また常備軍に対していかなる歯止めを設ければ専制を防ぎ得るかを見出すための試みなのである。

まず『論証』に対して、『反論証』は次のような論駁を加える。強大化するカトリック教国フランスに対抗するためにはオランダとの同盟を堅持せねばならず、同盟堅持のためにはオランダを援助し得る態勢をとらねばならない。本国防衛を務めとする民兵ではこの要請に応えられないから、国外派兵が可能な

15) Fletcher, *A Discourse Concerning Militias and Standing Armies*, 1697. (Fletcher [1698] *A Discourse of Government with relation to Militias*.)

16) Defoe, *An Argument Shewing that a Standing Army with Consent of Parliament is not Inconsistent with a Free Government etc.*, 1698. (Vol. 1.) 以下 AA と略記。

17) Pocock [2003] pp. 426, 432-435. (邦訳, 365, 370-373ページ)。『反論証』については、ディキンソンも同様の見解を示す。Dickinson [1977] pp. 97, 329. (邦訳, 96, 342ページ)。

常備軍の維持は必要不可欠な事柄である。過去とは異なる《現在の国際情勢》を踏まえるべきだ。

続いて《現在の国内情勢》が論じられる。名誉革命の際にウィリアム3世と仮議会との間で結ばれた取り決めには「平時において国内で常備軍を徴用することは、議会の同意がない限り、違法である」¹⁸⁾と述べられているのだから、当然「平時における常備軍は、議会の同意がある限り、違法ではない」¹⁹⁾ということになるだろう。さらに、常備軍は「自由の政体」と決して矛盾するものではない。というのも、常備軍の脅威が問題となるのはその規模が過大な場合であるからだ。上述の条件によれば、常備軍の規模を決定するのも議会の同意ということになる。したがって議会が同意する限り、常備軍は何ら自由の政体を脅かすものではないはずである。現行議会、すなわち1697年末時点の下院が要求しているのは1680年9月以降の徴用軍を全解体することであって、これが実現すれば、常備軍は専制の道具に程遠いものとなろう。解体後に残るわずか6000人²⁰⁾の軍隊が脅威をもたらすとは考えられない。ここまで小規模な常備軍の暴走を抑えられないとすれば、それこそが本国民兵の弱体さの証明に他ならないではないか。民兵の有用性と常備軍の危険性を並立させる『論証』の論理は、デフォアに言わせれば、明らかな矛盾に陥っているのである。

つまり、現行議会が6000人規模の常備軍に同意している以上、その存在は合法なのであって、全国民によって受け容れられるはずなのだ。「国民は議会に自由の要求を託した。国王ですら、議会に対してはただ自らの所見を述べ得るに過ぎない」²¹⁾としたデフォアは、議会の判断にすべての根拠を見出したのである。

では、議会がこれほどの権力を獲得するに至った経緯とはいかなるもので

18) AA, p. 69.

19) AA, p. 69.

20) AA, p. 70. デフォアは6000という数字を挙げているが、1680年時点の実際の兵力は約8000人。次を見よ。Hoppit [2000] p. 156.

21) AA, p. 71.

あったのか。その経緯ないし歴史を叙述することが『反論証』のもう1つの目的であり、それは『論説』においてフレッチャーが提示した「古のゴシック政体 (old Gothic model of government)」²²⁾ 論、あるいは「イングランド史についての新ハリントン主義的見解」²³⁾ に対する論駁となっている。

「臣民が武力 (power of the sword) を持たない限り、君主権力に対する制限は無効である。国民が財力 (power of the purse) を持つにしても、国王の手に武力が握られているような政体はみな専制であって、君主制ではない」²⁴⁾ との文言を引いたデフォーは、フレッチャーの『論説』が常備軍の《在りかた》を問うものではなくして、「あらゆる傭兵はイングランドの国制を破壊せずにはおかず、必ずや政体を専制に変える」²⁵⁾ という徹底した常備軍否定論、全廃論であることを指摘する。そして、「貴族 (lords or barons)」の手に武力が握られていた過去を称揚するフレッチャーの歴史観からは、きわめて重要な歴史的一幕であるところの議会の成立が抜け落ちていると言う。デフォーによれば、農奴制の解体は「平和と商業 (trade)」によって庶民が富裕化することから始まった。すなわち「奢侈」が貴族の困窮を招いた²⁶⁾ 一方で、商業を通じて豊かになった庶民は農奴の身分を土地賃借権と交換していったのである。かつて強大な権力を手中にしていた貴族は国王の意向も構わずに相互の争いを起こし、最も弱い立場の庶民を苦しめたものだが、徐々に力を増して「自らの権利を獲得した庶民は、国王ならびに貴族に対して力の均衡の存在を認めさせ」²⁷⁾、ついに議会が誕生した。これがデフォーの描いてみせる歴史である。曰く、議会権力によってもたらされた「この適切な均衡こそが現在のイングランドの基礎であり、また『論証』の著者が世界最高と絶賛するものな

22) AA, p. 73.

23) Pocock [2003] p. 432. (邦訳, 370ページ)。

24) AA, p. 72. この箇所はデフォーによる『論説』該当部分の言い換え、要約である。デフォーとフレッチャーの対比については次を見よ。村松 [2004] 23-40ページ。

25) AA, p. 72.

26) AA, p. 73. デフォーとフレッチャーはこの認識を共有したが、価値観は対極的だった。次を見よ。Pocock [2003] p. 434. (邦訳, 371ページ)。

27) AA, p. 73.

のだ。』²⁸⁾ その反面として、フレッチャーの賛美する過去の政体は《貴族の専制》に他ならないとされた。ゴシック政体には1人の暴君の代わりに300人の専制君主が存在し、彼らが自らの専制を維持するために王権を掣肘するだけのことだとデフォアは述べる。

だから彼によれば、「真の均衡」は国王と貴族の間ではなく《国王の武力》と《国民の財力》の間に成立する。現在のイングランドでは「最大の剣は最大の財布に屈した」²⁹⁾ と言えるほどに国民の富が多大な影響力を有しており、もはや武力でもって財力を屈従させることは不可能である。それゆえ、この国民の財力を背景にした「議会の同意」という歯止めが機能する限りにおいて常備軍のあらゆる脅威は除かれると『反論証』は結論付ける。現行議会が1680年時点の規模の軍を持つことに同意を与えているのだから、兵力の縮小によって「自由の政体と矛盾しない」常備軍が得られるわけなのだ。

以上のように、デフォアはイングランド、オランダ両国の対フランス同盟堅持の必要に基づいて平時の常備軍維持を確かに支持したけれども、その規模は1697年12月の下院の意向に添うものであったことを見逃してはならない。彼が説いたのは兵員6000に削減された常備軍の維持だった。それに対して、ウィリアムとジャントー政権は9年戦争時代に引き続き「数万人規模」³⁰⁾ を維持しよう主張していたのである。だが、結局は下院側の主張が勝り、常備軍はまず1万6000人³¹⁾ に削減される。翌年7月の総選挙後に下院はさらなる兵員削減を要求し、オランダ兵を含む1万人の維持という国王側の望みは打ち砕かれ、1699年2月にオランダ兵の解散が決まる。これによって常備軍の兵員は7000となり³²⁾、1680年9月の水準近くまで実際に縮小された。したがって、デフォアが議会のカントリ連合と相容れない立場にあったかの如く見なすのは適切と言

28) AA, p. 73.

29) AA, p. 76.

30) 9年戦争期における陸軍の年平均兵力数は76404人。次を見よ。Brewer [1990] p. 30. (邦訳、40ページ)。

31) Hoppit [2000] p. 157.

32) *Ibid.*, pp. 158-159.

えない。むしろ彼は、議会の方針に沿って常備軍を適正な規模に縮小すべきことを説き、『反論証』出版の1年後にそれは実現していたのだ。

もっとも、トレンチャードやモイル、フレッチャーら《新共和主義者》とデフォーとは明らかに立場を異にする。ポーコックが鋭く指摘したように、前者と後者は商業の導入による社会構造の変化という歴史事実の認識において共通していたが、価値判断は逆転していた。商業導入以前の《古来の国制》に拠り所を求めた前者に対して、後者は導入以後の権力均衡を、すなわち議会権力による王権チェックの体制を称賛したのである。このデフォーの歴史観は、確かにポーコックの言うところの「コート・ウィッグの歴史観」³³⁾に連なる側面を具えていた。しかし、そのことのみをもって1698年のデフォーと1730年代のコート・ウィッグにいわば直接の対応関係を見出すポーコックは性急に過ぎると思われる。17世紀末から18世紀初頭にかけて生じる国際国内情勢の変転に鑑みてこそ、デフォーの意図が奈辺に存するかを浮き彫りにし得ると考えられるからである。『反論証』において意図されていたことは、新共和主義者ないし《新ハリントン主義者》の常備軍全廃論を極論として批判すると同時に過大な常備軍に固執した国王の主張をも斥けることであり、それによって議会権力と国王権力の均衡に基づく《中道》が成り立つ可能性を示すことであった。

II ケント州請願

1699年2月、ウィリアム3世は故国の兵たるオランダ兵の喪失を余儀なくされた。この頃から国王はトーリに歩み寄り始める。ウィッグ偏重を改め、トーリから新たに3名を入閣させたのである。翌1700年春にウィリアムと不和になったサマーズが大法官を辞し、国王とジャントーの結束が失われた。秋には、他界したスペイン王カルロス2世の跡を襲ってフランス王ルイ14世の孫フィリップがスペイン王位を獲得する。これによって同年3月にイングランドとフ

33) Pocock [2003] p. 459. (邦訳, 396ページ)。ポーコックは、理想の政体を志向せず情念の《操縦》に徹していくのがコート・ウィッグの立場であったと説く。

ランスが調印した《第2次スペイン領土分割条約 (Second Partition Treaty)》は有名無実と化し、フランスの脅威はいや増した。こうした情勢の中で国王はなおもトーリに歩み寄り、12月にゴドルフィン (Sidney Godolphin, 1645-1712) を含む2名がトーリから政権入りを果たす。

翌1701年1月から2月にかけて行われた総選挙の結果、トーリが優勢に立った³⁴⁾。カントリ派の領袖ハーリ (Robert Harley, 1661-1724) はこのとき下院議長に就任する。3月、新議会は前年の領土分割条約を糾弾し、条約締結に関与したことを理由としてポートランド伯爵 (William Bentinck, 1649-1709) を弾劾。4月には攻撃の照準をジャントーに合わせ、サマーズ男爵、オーフォード伯爵 (Edward Russell, 1653-1727)、モンタギュを立て続けに弾劾、先のコート派の力を抑え込んだ。さらに同月、議会はフィリップのスペイン王位を2月のオランダに続いて承認する。しかしながら、議会外では、フランスに宥和的なその姿勢に対する不満が募っていくのである³⁵⁾。そして5月、この不満を背景にケント州民を代表する5名のジェントリがロンドンを訪れる。

彼らが携えていた請願書を巡って引き起こされたイングランド史上の一事件を、《ケント州請願 (Kentish Petition)》と呼ぶ。彼ら5名の擁護を念頭に置き、デフォーは『レギオン建白書』³⁶⁾ (以下『レギオン』)、『ケント州請願の経緯』³⁷⁾ (以下『経緯』)、『イングランド国民の本源的権利』³⁸⁾ (以下『権利』) を著した。デフォーの『経緯』に依拠して、まずは請願事件の顛末を明らかにしておこう。

1701年4月29日にケント州で開かれた四季裁判所 (quarter sessions) の裁

34) Hoppit [2000] p. 141. 下院議席数を比較すると、トーリ 248、ウィッグ 220、無所属 45。ウィリアム治世のトーリが議席数の上で明らかな優位に立ったのは、当該議会のみである。これによりカントリ連合勢力はコートを圧倒した。

35) Ogg [1955] p. 461.

36) Defoe, *Legion's Memorial*, 1701. (Vol. 2.) 以下 LM と略記。

37) Defoe, *The History of the Kentish Petition*, 1701. (Vol. 2.) 以下 HKP と略記。

38) Defoe, *The Original Power of the Collective Body of the People of England, Examined and Asserted*, 1702. (Vol. 1.) 以下 OP と略記。

判長を務めたのは、デフォーの親しい友人カルペパー (William Colepeper, -1726) であった。ケント州はイングランド南東部に位置する。ドーヴァー海峡を隔てて大陸と向き合うケント州民は「穀物の種を播いても、フランスが刈り取りにやって来るだろう」³⁹⁾と口々に唱え、フランスの脅威を前にして対策を講じようとし、下院への不満を募らせていた。これを受けて、大陪審の承諾を得た四季裁判所は「請願書」の作成を決定。緊迫の度合いを強める国際情勢を考慮して国王ウィリアムとの対立を避けるよう下院に訴える内容の請願が纏め上げられる⁴⁰⁾。そして大陪審員21名と治安判事23名、裁判長、さらに多数の自由土地保有者の署名で充たされた請願書を携え、1週間後の5月6日、カルペパーを先頭とする5名がロンドンに到着した。

請願書の提出を依頼するため、翌日、一行はケント州選出のヘールズ (Thomas Hales, 1666-1748) 下院議員に面会。彼は請願書を預かるが、5名の了解なしにこれをシーモア (Edward Seymour, 1633-1708) らトーリ保守派議員の目に触れさせる。提出前の請願書の内容が暴露されたことを知った5名はヘールズの裏切りを悟り、他のケント州選出議員に改めて請願書を託す。翌8日⁴¹⁾、請願書は正式に提出される。

請願書の提出後、5名はハリー下院議長に呼び出された。ハリーは請願書の署名確認など簡単な質疑を行った上で、討議の結果を待つよう彼らに命じる。その待機中に請願を骨抜きにしようとする執拗な心理的圧迫を加えてきたトーリ保守派議員連に対して、カルペパーらは「チャールズ2世の法令13に示された議会への請願権」⁴²⁾に基づく正当な行為であることを力説して抗した。だが、下

39) HKP, p. 51.

40) HKP, pp. 52-53. 『経緯』によれば、請願の内容は以下の通りであった。下院議員はジェントリ、治安判事、その他大勢の自由土地保有者の代表なのだから、その声に耳を傾け、現在のイングランドならびにヨーロッパの危機に対処せねばならない。したがって国王の対フランス方針を支持すべきである。

41) まさに同日、ウィリアムはオランダが《対フランス協約》(1678年)に基づく1万人の派兵をイングランドに要求してきたことを議会に伝えていた。この事実のために下院が請願書に対して過剰な反応を示したと考えられなくもない。次を見よ。Backscheider [1989] p. 79.

42) HKP, p. 56.

院における討議の末にこの請願は「中傷的で傲慢且つ煽動的」⁴³⁾と判断され、5名の収監が決定する。

それから6日後の5月14日、『レギオン』が下院に届けられた⁴⁴⁾。この建白書の登場で下院は震撼し、5名に共感を寄せる国民感情を恐れて姿をくرامす議員まで現れ始める。前記のジャントー弾劾裁判において上院と対立したことも議員連の不安を煽り、下院は慌しく予算を議決して6月23日に閉会する。P.R. バックシャイダーの言うように、ケント州請願書と『レギオン』という「国民の声」に押されて成立したこの予算こそが、国王ウィリアムに「対フランス新同盟」の実現をもたらすものであった⁴⁵⁾。カルペパー一行は閉会によって無事釈放され、ロンドン市民の歓待を受けた後、7月上旬、ケント州都のメイドストーンに英雄として帰還した。

以上がケント州請願事件の全貌である。なお、『経緯』の結論ならびに補遺の中で、デフォは次のように述べている。チャールズ2世の法令13は請願を国民の権利として明示しており、それは万人が引用し得る拠り所なのだから、この請願を違法行為と呼ぶような者は議会制定法を踏みつけているに等しい。法の保護の下にある請願者の拘禁は議会史上最大の愚行であろう⁴⁶⁾。「1人の暴君が居宅を追われ、500人の国賊が中に居座った。」⁴⁷⁾すなわち、国王のみならず議会さえもが専制を生み出し得るのだ。

43) HKP, p. 57.

44) HKP, p. 59.

45) Backscheider [1989] p. 80. なお、3代シャフツベリ伯爵について述べた件で《ケント州請願》に言及したC. ロビンズによれば、「シャフツベリはサマーズと共に、イングランド人の諸特権のうちで「最古且つ最大」のもの、すなわち国王に訴え請願する権利に向けられた悪逆不逞の党派からの攻撃に抗った1701年のケント州請願者たち——中傷的で煽動的且つ傲慢と決議された——を支持した。民主的党派に属するウィッグ貴族らの支持とおそらく同程度に重要であったのは、ダニエル・デフォの支援であった。その勝利は、政治家たちの御蔭というよりも、むしろジャーナリストたちの御蔭だったのである。」次を見よ。Robbins [2004] p. 124.

46) HKP, p. 63.

47) HKP, p. 66. 「1人の暴君」はジェイムズ2世を、「国賊 (traytor)」は下院議員を暗示する。M.E. ノヴァクは国賊を「暴君 (tyrant)」に読み換えるが、それでは視野が国内に限定され、対外的視座が消失してしまう。ここでは《ジャコバイト》の含意を読み取るべきであろう。デフォはフランスに有和的な党派を非難しているのである。次を見よ。Novak [2001] p. 158.

『経緯』の発表は、カルペパーらの凱旋の翌月に当たる1701年8月のことであった。翌9月上旬、イングランドとオランダ、オーストリアが《大同盟》を結成。その直後、フランスにて亡命生活を送っていた親カトリックの前国王ジェイムズ2世が死去し、彼の子息ジェイムズ・スチュアートがルイ14世によってイングランド王の正統と認められる。こうして、対フランス戦争は不可避の様相を呈することとなった。ここに至ってウィリアムはサマーズとの和解を試みるが、その見返りとしてサマーズが要求したのは議会の解散であった。11月から12月にかけて行われた治世5度目の総選挙ではウィッグが勝利を収め、ゴドルフィンが政権離脱を余儀なくされる。コートは再びウィッグに傾斜したのである⁴⁸⁾。

総選挙後の12月末（もしくは翌1702年1月初め）、デフォーは『権利』を出版した。この著作は、解散前の旧議会批判という執筆意図⁴⁹⁾を『レギオン』と『経緯』から引き継ぎつつも、前二者には見られないラディカルな要素を盛り込んだものとなっている。以下ではまず『レギオン』の内容を検討し、『レギオン』と『経緯』の共通項を明らかにした上で、『権利』の検討に入りたい。

『レギオン』では次のような主張が展開される。下院議員は自由土地保有者の「代理人」なのだから、自由土地保有者がその代理人に対して義務の履行を要求する権利を持つのは当然であり、これが先の議会まで認められてきた「請願権」に他ならない。だが現在の下院は「傲慢」を理由として請願者5名を拘禁している。請願が合法的行為であるのに対し、「人身保護法 (Habeas Corpus Act)」を無視した拘禁は明らかに違法である。「法を超える権力は、いかなるものであれ、専制的で耐え難い。」⁵⁰⁾つまり、傲慢なのは下院なのだ。国民に奉仕すべき下院は自由土地保有者の要求に従い、眼前のフランスという脅威

48) Hoppit [2000] pp. 164-165.

49) OP, p. 126. 結論を除く本論は議会解散（11月上旬）以前に執筆された。

50) LM, p. 42. 法律の「適用免除権 (dispensing power)」を現在は下院が手にしていると述べて非難。かつてジェイムズ2世がこの権利を国王大権として行使することでカトリック教徒の公職就任を可能にしたが、名誉革命の際に「議会の同意なしに法律の適用免除・執行停止権を行使すること」は違法とされた。次を見よ。今井編 [1990] 252, 256ページ。

に立ち向かわねばならない。「もしもあなた方下院議員がその義務を怠れば、害を被った国民の憤激の前に晒されることを覚悟して欲しい。なぜなら、イングランド国民はもはや国王の奴隷でもなければ議会の奴隷でもないからだ。我らはレギオン、我らは多数である。」⁵¹⁾ なお、結語の「我らは多数である」は新約聖書『マルコ伝』から引用されており、下院を震撼させるほどの激越さをこの建白書に付与した。

こうした『レギオン』の主張と先述の『経緯』の主張とは、何が共通しているのか。それは《実定法 (先例)》に照らして議会の専横が糾弾されている点である。すなわち『レギオン』は人身保護法に触れて請願者の拘禁を非難し、『経緯』はチャールズ 2 世の法令 13 に基づいて請願権の正当性を論じている⁵²⁾。しかしながら、『権利』は「必要なのは法や先例よりも、むしろ道理と事物の本性である」⁵³⁾と明言した。『権利』のデフォアによれば、請願行為の正当性は「道理と事物の本性」によって、つまり《理性》を用いることによって実定法や先例を持ち出すまでもなく導き出されるのである。

請願がなぜ正当性を有するのか、という問いに対して、『権利』は次のように答える。「国民の権利」はすべての権力に先立つものであり、現行権力が存立し得ているのは、「公共善 (国民の福祉)」実現のため、国民が国王に行政権を、国王、上院、下院に立法権を、上院に司法権を委ねたことによる。したがってもし統治権力が当初の設立目的に反した行動を起こせば、その全権力は直ちに「本源」たる国民の手中に帰さねばならない⁵⁴⁾。請願とは国民の声に他ならず、その声に従うことがあらゆる統治権力に課せられた義務なのだ。

ここで言われている理性とは実定法を超えた自然法を意味するのだろうか。デフォアはジョン・ロックの抵抗権について論じているのだろうか。それとも

51) LM, pp. 45-46.

52) ハイエクもまた『経緯』と『レギオン』に着目し、そこに「法の支配」(立憲主義)の原則、すなわち法の下での平等ならびに権力分立(恣意的権力排除)を見出す。次を見よ。Hayek [1960] pp. 162-175, 466. (邦訳 [1987] 44-62, 195 ページ)。

53) OP, p. 107.

54) OP, p. 113. 名誉革命がその最たる例だとデフォアは言う。

何か別の意図があるのか。「1688年から1776年（以後）にかけての英語圏の政治理論における中心的問題となったのは、失政を理由として統治者に抵抗できるかどうかではなく、恩顧分配や公債、軍事力の職業化が統治者と被治者を共に腐敗させるかどうかということであった。そして腐敗は徳の問題であり、権利の問題ではなかった。それは抵抗権をいくら主張しても解決できない問題だったのである。よって政治思想は、不可逆的にではないにしろ決定的に、法中心のパラダイムから徳と腐敗のパラダイムへと移行した」⁵⁵⁾とポーコックは述べた。この叙述に照らして『権利』を読み解くならば、ポーコックの手でコートの前衛に位置付けられたデフォーその人が《法の支配》という17世紀の遺物で《外見》を装いつつ《内実》では統治権力の生む《腐敗》を論難していた、つまりカントリ派であったと見なせるかも知れない。

確かに、『権利』は正真正銘のカントリの立場から発せられたかと思しき言明を数多く含んでいる。チャールズ2世時代の恩顧分配を取り上げて議会の腐敗可能性を示している⁵⁶⁾ばかりか、政治的権利の主体たる「国民」を「自由土地保有者」に限定し、土地財産を統治権力の基礎に据えているのである。土地を持たない者は単なる「寄留者」であって、「お情け」によって生活の場を与えられているに過ぎない。納税や雇用面での貢献を考慮した土地保有者が特権を授与したからこそ、都市は議会に代表を送ることができる。いわゆる「一般大衆 (universal mob)」は選挙権を手にするべきではなく、信頼に足る人物に投票を委ねるべきだ⁵⁷⁾。このような言説を目の当たりにしたために、ディキンソンはデフォーをカントリ派の論客と見なすことになったのである⁵⁸⁾。

だが、それにもかかわらず、デフォーの意図は別の所に存していたと考えられる。彼は《法の支配》にも《徳と腐敗》にも力点を置いていない。理性の行

55) Pocock [1985] p. 48. (邦訳, 90ページ)。

56) OP, p. 117. 曰く「チャールズ2世の御世に、宮廷から恩給を受けた議員が180名いたことが分かっている。そのような議会が国制上の三権分立を保ち得ただろうか。否である。」

57) OP, pp. 120-123.

58) Dickinson [1977] pp. 88-89, 115-118. (邦訳, 87, 115-117ページ)。

使が意味したのは《普遍の法》や《過去の理想的政体》に依拠することではなく、現状において《プロテスタント信仰》と《自由》を保持することだった。このことは「聖俗上院議員、ならびに下院議員へ」と題された『権利』の序文中の文句、すなわち「国民の利益はただ1つですから、党派は1つであって欲しいのです。その党派には公正を固守し、プロテスタントの栄光と利益、そしてイングランドの自由 (liberty) のために邁進して頂きたいと私は思っております」⁵⁹⁾に明らかである。信仰と自由の保持、すなわちフランス対策の必要がデフォアの主張の眼目であり、だからこそ彼は国民たる自由土地保有者に《イングランドの利益》を体現させ、党派間利害対立に汲々として国際情勢を顧みない議会を批判した。議員が為すべきは自己の支持する党派の弁護ではなく⁶⁰⁾、イングランドの共通利益のために、国民の声に従って現在の危機的状況と向き合うことなのである。議会は代表機関であって独立機関ではない⁶¹⁾。議会を国民から独立した主体だとするトーリ保守派の見解⁶²⁾は顕著な党派的性格を持つものであり、フランスに宥和的な姿勢と繋がっている⁶³⁾。彼がロックの言説を借りて国民の「本源的権利」を強調したのは、こうした偏狭な見解に対して効果的な論駁を試みるためであった。

したがって、イングランドの現実がまさに要請するのは、対フランス大同盟を組織した国王ウィリアムと国民の声を反映した議会との和合であった。これこそが、常備軍論争の際に『反論証』で説かれた《国王と議会の真の均衡》の

59) OP, p. 105.

60) OP, p. 106. トーリ保守派のマックワース (Humphrey Mackworth) 下院議員著『下院議員の権利を護るために』(Mackworth, *A Vindication of the Rights of the Commons of England*, 1701.), ジャントーのサマーズ著『臣民の権利』(Somers, *Jura Populi Anglicani*, 1701.) などが楯玉に挙げられている。

61) OP, p. 126. 曰く「下院は君主の専政に対する国民の保護者であり、国民の管財人であり、国民の自由の守り手である。しかし、これらの資格が意味するのは、同時に下院は国民の奉仕者 (servant) でもあるということだ。」

62) OP, p. 108. マックワースは、統治権力が国王、上院、下院の相互牽制の他に制限を受けることはないと主張したが、デフォアは国民による外部からの牽制を欠くことはできないと論じた。

63) OP, pp. 124-125, HKP, p. 62. デフォアはジェイムズ2世時代以来のトーリ保守派議員にフランス協力者、ジャコバイトの影を見た。

成立であり、同じく『権利』で説かれるところの「制限君主制 (legal limited monarchy)」⁶⁴⁾の実現に他ならないのである。

以上のように、デフォーにおける理性とは、カトリック大国フランスに対抗するという現実的要請の下で《現在》に向けて不断に行使され続けるべきものだった。これは《変化》を認識でき、意図に応じて現状の変革へと向かう力を具えている理性である。この理性を、デフォーは国民の声、すなわち《世論》に具現化させた。ロックの政治的言語を借用することによって、それ以上の有効な言明をなし得なかったからである。しかしながら、世論が理性の声とは限らない。それは《恐怖心》や《警戒心》といった移ろいやすい情念の声かも知れないのだ。浮動的な世論はいつ理性を裏切るかも知れない。世論形成主体を土地保有者に限定することで、その浮動性を果たして払拭し得るのか。ケント州請願を巡るデフォーの議論はこの問いに答えていない。

参考文献

- Armitage, D. [2000] *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge U.P. (平田雅博・岩田淳・大西晴樹・井藤早織訳 [2005] 『帝国の誕生』日本経済評論社)。
- Backscheider, P. R. [1989] *Daniel Defoe*, Johns Hopkins U.P.
- Bastian, F. [1981] *Defoe's Early Life*, Barnes & Noble Books.
- Brewer, J. [1990] *The Sinews of Power*, Harvard U.P. (大久保桂子訳 [2003] 『財政＝軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会)。
- Colley, L. [1992] *Britons*, Yale U.P. (川北稔監訳 [2000] 『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会)。
- Defoe, D. [1925] *Robinson Crusoe*, 3 vols., Constable & Company. (平井正穂訳 [1967-1971] 『ロビンソン・クルーソー (上) (下)』岩波文庫)。
- [2000] *Political and Economic Writings of Daniel Defoe*, gen. eds. by W. R. Owens and P. N. Furbank, 8 vols., Pickering & Chatto.

64) OP, pp. 116-117. イングランド国民は制限君主制の下で「共和制 (commonwealth government)」に比べてより多くの自由を享受しているとデフォーは述べる。ゆえに「現在享受している自由を減ずることを望まない限り、国民は決して共和制を選ばないはずだ。」

- Dickinson, H. T. [1977] *Liberty and Property*, Weidenfeld and Nicolson. (田中秀夫
監訳・中澤信彦他訳 [2006] 『自由と所有』ナカニシヤ出版)。
- Dijkstra, B. [1987] *Defoe and Economics*, Macmillan Press.
- Fletcher, A. [1698] *A Discourse of Government with relation to Militias*.
- Furbank, P. N. and Owens, W. R. [2006] *A Political Biography of Daniel Defoe*,
Pickering & Chatto.
- Hayek, F. A. [1960] *The Constitution of Liberty*, Routledge & Kegan Paul. (気賀
健三・古賀勝次郎訳 [1987] 『自由と法』春秋社)。
- Healey, G. H. [1955] *The Letters of Daniel Defoe*, Oxford U. P.
- Hoppit, J. [2000] *A Land of Liberty?*, Clarendon Press.
- Moore, J. R. [1971] *A Checklist of the Writings of Daniel Defoe*, 2nd ed., Archon
Books.
- Novak, M. E. [1962] *Economics and the Fiction of Daniel Defoe*, Univ. of Califor-
nia Press.
- [2001] *Daniel Defoe*, Oxford U. P.
- Ogg, D. [1955] *England in the Reigns of James II and William III*, Clarendon
Press.
- Pocock, J. G. A. [1985] *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge U. P. (田中秀
夫訳 [1993] 『徳・商業・歴史』みすず書房)。
- [2003] *The Machiavellian Moment*, 2nd ed., Princeton U. P. (田中秀夫・
奥田敬・森岡邦泰訳 [2008] 『マキアヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版
会)。
- Polanyi, K. [2001] *The Great Transformation*, 2nd ed., Beacon Press. (吉沢英成・
野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳 [1975] 『大転換』東洋経済新報社)。
- Robbins, C. [2004] *The Eighteenth-century Commonwealthman*, Liberty Fund.
- Schonhorn, M. [1991] *Defoe's Politics*, Cambridge U. P.
- Sherman, S. [1996] *Finance and Fictionality in the Early Eighteenth Century*,
Cambridge U. P.
- Sutherland, J. [1938] *Defoe*, J. B. Lippincott Company.
- Swift, J. [1986] *A Tale of a Tub and Other Works*, eds. by Angus Ross and David
Woolley, Oxford U. P. (深町弘三訳 [1968] 『桶物語・書物戦争』岩波文庫)。
- Vickers, I. [1996] *Defoe and the New Sciences*, Cambridge U. P.
- 天川潤次郎 [1966] 『デフォー研究』未来社。
- 今井宏編 [1990] 『イギリス史2』山川出版社。
- 熊谷次郎 [2002] 「重商主義帝国の経済循環」(竹本洋・大森郁夫編『重商主義再考』)

日本経済評論社)。

小林 昇 [1976] 『イギリス重商主義研究(1)』未来社。

ニーチェ, 木場深定訳 [1940] 『道徳の系譜』岩波文庫。

野原慎司 [2007] 「17世紀末イングランド常備軍論争」『イギリス哲学研究』第30号。

松園 伸 [1990] 「ロバート・ハーレの政治思想」『イギリス哲学研究』第13号。

村松茂美 [2004] 「フレッチャーとデフォー」(小柳公洋・岡村東洋光編『イギリス
経済思想史』ナカニシヤ出版)。

森 直人 [2002] 「Q. スキナーと J. G. A. ボーコック」『調査と研究』第25号。

山下幸夫 [1968] 『近代イギリスの経済思想』岩波書店。